

空幕厚第159号(50)例規
57. 8. 3

一部改正	昭和58年6月17日	空幕厚第230号
	昭和61年7月1日	空幕厚第201号
	平成3年9月20日	空幕厚第181号
	平成5年12月2日	空幕厚第257号
	平成5年12月10日	空幕厚第260号
	平成8年5月27日	空幕厚第103号
	平成18年3月15日	空幕厚第84号
	平成20年3月10日	空幕厚第46号
	平成25年1月31日	空幕厚第40号
	平成29年1月30日	空幕厚第15号
	令和元年6月27日	空幕総第247号
	令和3年3月17日	空幕厚第50号

全部隊長 殿
全機関の長

航空幕僚長

公益社団法人隊友会に対する支援について(通達)

標記について、別紙により実施されたい。

なお、隊友会の支援について(通達)(空幕厚第73号47. 3. 29)(航空自衛隊公報第548号掲載)は廃止する。

添付書類：別紙「公益社団法人隊友会に対する支援要領」

公益社団法人隊友会に対する支援要領

1 方針

公益社団法人隊友会（以下「会」という。）の設立趣旨に鑑み、その着実な発展に寄与するため、隊務運営に支障のない範囲で次に掲げる事項について所要の支援を行う。

- (1) 在職者（現に隊員である者であって、次号の退職予定者を除く。以下同じ。）に対する会の目的及び事業の普及
- (2) 退職者予定者（退職に係る人事発令を受けた者で現に勤務官署等を離れていないものをいう。以下同じ。）及び退職者に対する正会員入会の勧誘
- (3) 在職者に対する賛助会員入会の勧誘
- (4) 会が行う行事等の協力支援

2 実施要領

(1) 担当者の指定

会費の徴収及び送付等の業務を実施するため、部隊等の長は部隊等の担当者を、基地業務担当部隊等の長（分屯基地業務担当部隊等の長を含む。以下同じ。）は基地担当者を指定する。

(2) 会の目的及び事業の普及

ア 基地業務担当部隊等の長は、隊友会定款・規則類集及び会の現況に関する情報資料を当該基地等（分屯基地を含む。第8号アにおいて同じ。）に所在する部隊等の長に配布する。

イ 部隊等の長は、アにより所在隊員に会の目的、事業及び活動状況等を周知し、在職中から自衛隊と会との連帯感をもたせるよう指導する。

(3) 正会員入会の勧誘

部隊等の長は、退職予定者及び退職者に対して入会を勧誘する。特に、退職時の階級等が幹部自衛官、准空尉及び空曹並びに行政職俸給表(一)の職務の級1級以上の事務官等（これに相当する者を含む。）にあつては努めて全員、空士にあつては原則として1任期以上勤務したことになる者について、それぞれ10年、15年又は20年の年会費一括前納による正会員として入会するよう勧誘するとともに、次に掲げる事項に関する便宜があることを周知する。この場合において、入会を強制するような誤解を与えないよう留意する。

ア 各種の隊友会団体保険の加入

イ 防衛省共済組合等各施設の利用

ウ 隊友会提携施設等の利用

(4) 正会員としての入会手続及び会費の徴収

ア 部隊等の長は、入会を希望する退職予定者及び退職者から隊友会入会申込書兼正会員カード、写真を受領するほか、会費（年額3,000円又は一括前納金（10年の場合にあつては27,000円、15年の場合にあつては40,500円、20年の場合にあつては54,000円））を徴収し、これと引き換えに会費領収証を交付する。徴収した会費は、月ごとに取りまとめて付紙様式第1に定める

隊友会正会員入会者連名簿2部及び隊友会入会申込書兼正会員カードとともに基地業務担当部隊等の長に送付する。

イ 基地業務担当部隊等の長は、アの規定により送付を受けた部隊等の会費、隊友会正会員入会者連名簿及び隊友会入会申込書兼正会員カードを取りまとめ、当該会費を付紙様式第2に定める隊友会正会員会費集計表（退職時入会者分）により集計し、当該会費及び隊友会正会員会費集計表（退職時入会者分）を隊友会正会員入会者連名簿及び隊友会入会申込書兼正会員カードとともに翌月10日までに会本部事務局長に送付する。

ウ イの規定による会費の送金方法は、銀行振込（みずほ銀行東京営業部、公益社団法人隊友会普通預金口座4779064）又は郵便振替（振替口座00150-7-70471、加入者名公益社団法人隊友会）によるものとし、送金手数料は、取りまとめた会費から充当する。

なお、状況により直接、会本部事務局長に使送することができる。

(5) 賛助会員入会の勧誘

部隊等の長は、在職者に対して、会の設立趣旨に賛同し、その発展と活動を支援するために賛助会員の制度が設けられていることを周知徹底させ、全員が賛助する気風の醸成に努める。

(6) 賛助会員としての入会手続及び会費の徴収

ア 部隊等における入会の手続及び会費の徴収は、毎年6月に行う。

イ 部隊等の長は、賛助会員（入会を希望する在職者を含む。（イ）及びエにおいて同じ。）からの会費徴収等を次により行う。

(ア) 会費は、年度ごとの金額とし、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

区 分	金 額
1 幹部自衛官及び准空尉並びに行政職俸給表(一)の職務の級2級以上の事務官等（これに相当する者を含む。）	500円
2 空曹及び空士並びに行政職俸給表(一)の職務の級1級の事務官等（これに相当する者を含む。）	300円

(イ) (ア)の規定によるほか、賛助隊員等のうち、(ア)の表1の項区分の欄に掲げる者（(ウ)において「幹部等」という。）にあつては5,000円を、同表2の項区分の欄に掲げる者（(ウ)において「空曹等」という。）にあつては3,000円をそれぞれ会費として納入する旨の意向を示したものについては、当該金額をもって会費とする。この場合において、その徴収した日の属する年度の翌年度以降における当該者に対する会費の徴収は、行わないものとする。

(ウ) 現に(ア)又は(イ)に規定する会費を徴収している空曹等が昇任、昇格等により幹部等に該当することとなった場合における以後の取扱いは、当該昇任、

昇格等の日の属する年度時点において従前徴収した年数等に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

- a (ア)に規定する会費を徴収した年数の合計が10年以上である者又は(イ)に規定する会費を徴収した者に対する以後の会費の徴収は、行わないものとする。
- b (ア)に規定する会費を徴収した年数の合計が10年未満である者に対する以後の会費の徴収は、徴収した年数の合計が通算して10年に達するまでの間、(ア)の表1の項会費欄に掲げる金額を徴収するものとする。

ウ 部隊等の長は、(ア)から(ウ)までに規定する会費を徴収し、入会を希望する在職者に対しては引き換えに会本部発行の賛助会員入会申込書兼会員証を交付した後、付紙様式第3に定める隊友会賛助会員連名簿を作成し、徴収した会費とともに基地業務担当部隊等の長に送付する。

エ 基地業務担当部隊等の長は、ウの規定により送付を受けた部隊等の会費及び隊友会賛助会員連名簿を取りまとめ、当該隊友会賛助会員連名簿を保管するとともに、当該会費を付紙様式第4に定める隊友会賛助会員会費集計表により集計し、当該会費及び隊友会賛助会員会費集計表を7月末日までに会本部事務局長に送付する。この場合において、第4号ウの規定は、この号の規定による賛助会員等から徴収した会費の送金方法について準用する。

(7) 会が行う行事等の協力支援

航空自衛隊の広報活動に関する達(昭和36年航空自衛隊達第1号)第2章第3節の規定に基づき支援する。この場合において、努めて自衛隊地方協力本部長との調整を密にする。

(8) その他

ア 隊友会入会申込書兼正会員カード、会費領収証、銀行振込票及び賛助会員入会申込書兼会員証は、基地等单位で会本部から一括送付される。

イ 正会員の会員証は、帰住先の都道府県隊友会長(ウにおいて「県隊友会長」という。)から直接、当該正会員となった者に交付される。

ウ 自衛隊地方協力本部長の業務

自衛隊地方協力本部長は、県隊友会長と調整して次の事項について、県隊友会長を支援するものとされている。

(ア) 会本部から受理した隊友会入会申込書兼正会員カードの県隊友会長への送付

(イ) その他県隊友会長から依頼された事項

隊友会正会員入会者連名簿

令和 年 月 日
部 隊 等 名

(年 月分)

一連番号	退職年月日	階級等	氏 名	会 費				帰住先地本名	
				年会費 (円)	一括前納				
					10年 (円)	15年 (円)	20年 (円)		
合計人員			名	合計金額			円	退職人員	名

- 注： 1 帰住先である自衛隊地方協力本部の順に記入し、順序は「文書総括宛先表」による。
 2 この様式において「地本」とは、自衛隊地方協力本部をいう。
 3 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

隊友会正会員会費集計表（退職時入会者分）

令和 年 月 日
基 地 等 名

（ 年 月分）

区分 部隊等名	年会費		一括前納						計	
			10年		15年		20年			
	人員	金額(円)	人員	金額(円)	人員	金額(円)	人員	金額(円)	人員	金額(円)
合計	名	円	名	円	名	円	名	円	名	円
送金手数料 ①		円	差額送金額⑦-①			送金方法				

注：1 送金方法欄は、A（銀行振り込み）、B（郵便振替）、C（隊友会本部に使送）のいずれかを記号で記入する。

2 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

隊友会賛助会員連名簿

令和 年 月 日
部 隊 等 名

(年度分)

一連 番号	階級等	氏 名	会 費		摘 要
			今回の納入額	納入額累計	
今回の納入金額計			円		
区 分	在籍人員	会費免除人員	今回納入人員	賛助会員計	
幹部自衛官、准空尉					
空曹、空士					
行政職俸給表(一)の職務 の級2級以上の事務官等 (これに相当する者を含 む。)					
行政職俸給表(一)の職務 の級1級以下の事務官等 (これに相当する者を含 む。)					
計					

- 注：1 階級等、氏名欄には、幹部自衛官、准空尉、空曹、空士、事務官等の順に記入する。
 2 摘要欄には、新規加入者は(新)と記入するとともに、今回で免除額に達した者は(免)と記入する。
 3 既に免除額の納入を終わっている会員名は省略する。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

隊友会賛助会員会費集計表

令和 年 月 日
 基地 等 名
 担当者 姓 階 級

区分 部隊等名	幹部、准空尉									空曹、空士									合計							
	在籍人員			会費免除人員			今回納入人員			今回 納入金額 (円)	在籍人員			会費免除人員			今回納入人員			今回 納入金額 (円)	在籍 人員	会費 免除 人員	今回 納入 人員	今回 納入 金額 (円)		
	自衛官	事務官等	計	自衛官	事務官等	計	自衛官	事務官等	計		自衛官	事務官等	計	自衛官	事務官等	計	自衛官	事務官等	計							
計																										
今回納入金額合計	㊦			円			送金手数料			㊧			円			送金額			㊦-㊧			円			送金方法	

送金月日:

- 注：1 事務官等で行政職(一)2級(同相当級を含む。)以上の人員数は幹部、准空尉欄に記入し、行政職(一)1級(同相当級を含む。)以下は空曹、空士欄に記入する。
 2 送金方法欄は、A(銀行振り込み)、B(郵便振替)、C(隊友会本部に使送)のいずれかを記号で記入する。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。